



接続約款変更認可申請書

東相制第 11-0050 号
平成 23 年 8 月 3 日

総務大臣
片山 善博 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぽんでんしんでんわかぶしきがいは

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
(債権譲受) 第 80 条 当社は、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態のうち当社から発信し無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第 9 条第 5 号に定める番号により接続する通信について、無線呼出し事業者の役務提供区間に<u>関わる契約者が支払うべき料金の債権を着信に係る協定事業者より譲り受けることとします。</u> 2 (略)	(債権譲受) 第80条 当社は、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態のうち、<u>当社から発信し無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第 9 条第 5 号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間に</u><u>ついて利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。</u> 2 (略) <u>附 則</u> <u>この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。</u>

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

技術的条件集 別表2 付加サービス等の利用条件

1～2 (略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(1) 端末回線の利用条件

(略)

(1/3)

接続条件	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類6 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 への 着信
音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○				

(略)

新

技術的条件集 別表2 付加サービス等の利用条件

1～2 (略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(1) 端末回線の利用条件

(略)

(1/3)

接続条件	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類6 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 への 着信
音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○					

(略)